

#### 《BtoBプラットフォーム受発注ライト 利用特約》

乙は、甲サービスのうちBtoBプラットフォーム受発注ライトサービス（以下「本受発注ライトサービス」といいます。）を利用する場合、サービス利用規約の本則及び乙が利用する甲サービスの種類・性質に応じて該当する特約の他、以下の特約に従い本受発注ライトサービスを利用するものとします。

#### 第1条（月額使用料の算定等）

月額使用料の算定の基礎となる月間受注金額は、毎月1日から末日までの間に買い手企業から売り手企業に送信された発注伝票に記載された金額の合計額とします。なお、買い手企業により発注伝票が作成されず、売り手企業が作成して本受発注ライトサービスに登録した発注データは対象外とします。また、発注伝票に記載された金額が当該取引において通常想定される金額として不相当であると甲が判断した場合、甲は、当該金額の相当性について乙に説明を求めることができるものとします。

#### 第2条（データの保存）

甲は、本受発注ライトサービスを利用して行われた電子取引（当該取引について受領伝票が発行されたものに限り、）にかかるデータを、当該取引で発行された受領伝票の伝票日付から起算して少なくとも12年間、保存するものとします。但し、本受発注ライトサービスの利用契約の全部又は一部が解約又は解除された場合、及び甲が本受発注ライトサービスの提供を終了した場合、当該解約若しくは解除の効力発生時、又は本受発注ライトサービスの提供終了時以降、甲は保存義務を負わないものとします。

#### 第3条（解約）

甲及び乙は、解約希望月の1ヶ月前までに相手方に対し甲所定の手続で解約の申し入れをすることにより、本受発注ライトサービスの利用契約を解約できるものとします。

【受発注L-3】